

# 篠塚家文書

(採訪時住所 茨城県鹿島郡波崎町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	(近世)						須田官蔵様 岡野清兵衛様 出金調			横帳	1		42
2	明治 3	1870	午		6	吉	株調帳 (新初網片網分 金額書上)	權右衛門		横帳	1		30
3	明治 3	1870	午		7		船方貸附帳	新初網 支配人 篠塚權右 工門		横帳	1		31
4	明治 8	1875	亥	旧	5	吉	地券入用帳			横帳	1		43
5	明治 8	1875	乙寅		7	10	明細口取帳	常陸國鹿島郡 東下村本郷 篠塚權右衛門		横帳	1		1
6	明治 8	1875			8	吉	地券惣取立	副戸長井地券掛 篠塚權令		横帳	1		51
7	明治 9	1876	丙子	旧	1		金錢請取帳	高野組 測量局		横半	1	明治9年旧正月 の他に紀元二千 五百三十六年第 二月が併記され ているので、年 代コードは2月 とした	2
8	明治 9	1876	子		3	5	大一網株主 地所書入奥書扣	鹿島郡東下郷高野組 字本 郷 借用人 篠塚藤五郎、同 篠塚儀兵衛、廿六番地 同 篠塚權右衛門、他2名	須田新田 須田官蔵殿、 八丁村組 岡野清兵衛殿	縦帳	1		32
9	明治10	1877	丑		7	19	地券入費帳	東下村高野組字本郷 下調 人 篠塚權右衛門、石橋彌右 衛門		横帳	1		52

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
10	明治10	1877	丁丑			吉祥	丑春職諸掛井二拂扣簿	大一網 納家扣		横帳	1	明治10年丁丑吉祥日の他に紀元二千五百三十七年が併記されている	3
11	明治12	1879	卯		12	20	細明(マ)人名簿	東下村字本郷 篠塚權右衛門		横帳	1		4
12	明治13	1880			11	4	(東下村地内地所, 民有地へ名義変更関係綴)			綴	(2)		64
12	1	元文 2	1737	巳		3	相渡シ申証文之事 (東下村のうち高野本郷3ヶ所, 永々下しおかれ, 古金23匁3歩余差出につき証文 写)	中川小右衛門印, 名倉平蔵印, 佐伯平馬印, 名倉覺右衛門印	東下村之内如所年寄 九兵衛殿, 同村之内高野年寄 茂兵衛殿, 同村之内本郷年寄 源右衛門殿, 東下村之内名主 太郎右衛門殿	便箋	1		64 1
12	2	明治13	1880		11	4	官有地民有地二名義更正願 (写)	右村 願人 惣代 岡野清兵衛印, 全 岡本紋右工門印, 全 山本重右工門印, 全 野中七郎兵衛印, 他1名	茨城県令 人見寧殿	仮綴	1	戸長藤代助次郎の奥書写あり、願聞届の旨、明治15年2月13日付茨城県令人見寧の奥書写あり	64 2
13		明治13	1880			1	(新初網目録書2点綴)			綴	(2)		5
13	1	明治13	1880			1	新初網目録書	字四ヶ組 連中		仮綴	1	4紙よりなり、右上隅で13-2とともに綴られている	5 1
13	2	(近代)					新初網目録			仮綴	1		5 2
14	1	明治13	1880		4	10	地引帳名義更正願 (東下村地内6882番字小玉台の林2反2畝1歩につき)	右願人 篠塚伊八 <sup>㊦</sup> , 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> , 地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
14 2	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6882番字小玉台の林2反2畝1歩につき）	右 篠塚伊八 <sup>㊦</sup> 、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 1
14 3	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6908番字松合の林1畝10歩につき）	右 篠塚治右衛門、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 3
14 4	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6523番字小玉台の林8畝12歩につき）	右 篠塚喜助、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 5
14 5	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6523番字小玉台の林8畝12歩につき）	右 篠塚喜助、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 6
14 6	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内7215番字汐付道の林10歩につき）	右 篠塚藤右衛門、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 7
14 7	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6708番字浜道の林1反1畝3歩につき）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚義兵衛、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 8
14 8	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内7215番字汐付道の林10歩につき）	右 篠塚藤右衛門、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 11
14 9	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内6708番字浜道の林1反1畝3歩につき）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚義兵衛、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 12
14 10	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内7655番の林28歩につき）	右 野田四郎左工門 <sup>㊦</sup> 、高橋助右工門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 15
14 11	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村地内7655番の林28歩につき）	右 野田四郎左工門 <sup>㊦</sup> 、高橋助右工門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 16
14 12	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村7341番字小生砂の林1畝10歩につき）	右ノ 一ノ谷市郎兵衛 <sup>㊦</sup> 、野田四郎左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 17

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
14 13	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村7341番字小生砂の林1畝10歩につき）	右 一ノ谷市郎兵衛 <sup>㊦</sup> 、野田四郎左工門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 18
14 14	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（地番・地字表記なし）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		65 19
14 15	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（地番・地字表記なし）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		65 20
14 16	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（地番・地字表記なし）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		65 21
14 17	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村6109番字鑑下の林2反6畝16歩につき）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、笹本蔵之丞 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫右衛門		便箋	1	地字・面積部分に貼紙にて訂正あり	65 9
14 18	明治13	1880			4	15	地引帳名義更正願（東下村6109番字鑑下の林2反6畝16歩につき）	右 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、笹本蔵之丞 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫右衛門		便箋	1		65 10
14 19	明治13	1880			4		地引帳名義更正願（東下村地内6105番字鑑下の林3反9畝12歩につき）	右村 願人 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代		便箋	1		65 14
14 20	明治13	1880			4		地引帳名義更正願（東下村6105番字鑑下の林3反9畝13歩につき）	右村 願人 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左工門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1	3箇所にわたり人名訂正の貼紙あり。「現在持主」名の笹本倉之丞、菅谷与右衛門を篠塚八左衛門に改めている	65 22
14 21	明治13	1880			4		地引帳名義更正願（東下村地内6908番字松合の林1畝10歩につき）	右 篠塚治右衛門、菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		65 4
14 22	明治13	1880					地引帳名義更正願（東下村地内6105番字鑑下の林口反9畝12歩につき）	右村願人 菅谷与右衛門 <sup>㊦</sup> 、篠塚八左衛門 <sup>㊦</sup> 、地主惣代		単票	1		65 13

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
15 1	明治13	1880			4	10	地引帳名義変更願（東下村6473番字西内の林12歩，6485番字西内の林1畝につき）	右願人 篠塚宇右衛門，篠塚權右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 3
15 2	明治13	1880			4	10	地引帳名義変更願（東下村6473番字西内の林12歩，6485番字西内の林1畝につき）	右願人 篠塚宇右衛門，同篠塚權右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 4
15 3	明治13	1880			4	10	地引帳名義変更願（東下村6465番字西内の林3畝10歩につき）	右願人 篠塚權右衛門，同篠塚宇右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 5
15 4	明治13	1880			4	10	地引帳名義変更願（東下村6465番字西内の林3畝10歩につき）	右願人 篠塚權右衛門，同篠塚宇右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 6
15 5	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6522番字小玉台の林1反5畝10歩につき）	右 篠塚喜助，篠塚八右衛門		便箋	1		66 1
15 6	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6522番字小玉台の林1反5畝10歩につき）	右 篠塚喜助，篠塚八右衛門		便箋	1		66 2
15 7	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6458番イ字新堀の林4畝15歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚藤右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 7
15 8	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6458番イ字新堀の林4畝15歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚藤右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 8
15 9	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6459番字新堀の林4畝28歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚藤右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 9
15 10	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6459番字新堀の林4畝28歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚藤右衛門，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 10
15 11	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6458番口字新堀の林1畝3歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚吉兵衛，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 11

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
15 12	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6458番口字新堀の林1畝7歩につき）	右 宝蔵院，檀中惣代 篠塚權右衛門，篠塚吉兵衛，地主惣代 菅宮孫左衛門		便箋	1		66 12
15 13	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6524番字小玉台の林3反4畝につき）	右 宮内彦兵衛，篠塚權右衛門，地主惣代		便箋	1		66 13
15 14	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6524番字小玉台の林3反4畝につき）	右 宮内彦兵衛，篠塚權右衛門，地主惣代		便箋	1		66 14
15 15	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6520番字小玉台の林1反7畝6歩につき）	右 篠塚伊八，篠塚權右衛門		便箋	1		66 15
15 16	明治13	1880			4	15	地引帳名義変更願（東下村6520番字小玉台の林1反7畝6歩につき）	右 篠塚伊八，篠塚權右衛門		便箋	1		66 16
15 17	明治13	1880			4		地引帳名義変更願（東下村7316番字小生砂の林18歩につき）	右 若松弥平治，岩田五郎兵衛，地主惣代 篠塚權右衛門		便箋	1		66 17
15 18	(近代)	1880					地引帳名義変更願（東下村地内の林所有者名義更正願 雛形）	右村 願人		便箋	1		66 18
16	明治13	1880	辰	旧	7	15	株諸掛り扣帳	新初網 惣代 篠塚權右衛門		横半	1		7
17	明治13	1880	辰		7	5	明細口取簿（酒・荒物・見世）	篠塚		横帳	1		6
18 1	明治14	1881			12	2	金円借用証（金50円，宅地・畑等抵当として）	借用人 篠塚權右衛門 [ ]，証人 篠塚長左衛門 [ ]	ハサキ 青野三左衛門殿	縦紙	1	差出人の下部が切り取られている	33 1
18 2	明治14	1881	巳		12	2	金円借用証（金100円，田・畑・宅地を抵当として）	借用人 篠塚權右衛門 [ ]，証人 篠塚長左衛門④	ハサキ 青野三左衛門殿	縦紙	1	差出人の下部が切り取られている	33 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
19	明治14	1881	巳		3	27	辰十二月株買帳	新初組 惣代 篠塚權右工門		横半	1		8	
20	明治14	1881	巳	旧	4	1	株買立諸掛帳	新初網惣代 篠塚權右衛門		横帳	1		9	
21	明治15	1882		旧	1		差引勘定帳	新初網 元締 篠塚權右衛門		横帳	1		10	
22	明治15	1882			10	3	金圓借用證 (金250円, 地曳網株抵当として)	鹿島郡東下村高野組 借用人 篠塚權右衛門, 証人 若松多吉, 同 石橋与次右衛門, 同 三浦彌平, 他3名	同村波崎組 伊藤文助殿	縦帳	1		36	
23	1	明治15	1882		12	30	明治十六年前半期地方税 (地方税通知書)	印 (鹿島郡東下村高野組舎利組波崎組戸長役場)	(篠塚吉兵衛)	単票	1	割印、宛名は内容より採った	53 1	
23	2	明治19	1886		8	9	(明治19年度地方税・村費通知書)	鹿島郡東下村 戸長役場印	鹿島郡 東下村 篠塚松之助	単票	1	割印	53 2	
24		明治15	1882			3	雲龍水井二非常道具寄附連名簿	本郷組 区長惣代 篠塚勘兵衛, 宮内彦左衛門, 石橋源五左衛門		横帳	1		44	
25		明治15	1882		旧	4	7	新初網買立扣帳 (相方半高割)	東六人 佐右工門, 助右工門, 六兵衛, 多吉, 弥平, 与治右工門, 西 篠塚權右工門		横帳	1		11
26		明治15	1882			8	地曳網株抵當金圓借用証	茨城縣 常陸国鹿島郡東下村高野組 借用人 篠塚權右衛門印, 同 石橋与與右衛門, 同国同郡同村波崎組借用人 三浦彌平, 同 若松多吉, 他4名	茨城縣 常陸國鹿島郡東下村波崎組 伊藤文助殿, 千葉県 下総國海上郡荒野村 山口文次郎殿	縦帳	1	綴目印あり	34	



目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
27	明治15	1882			8		地曳網株抵當金円借用證	茨城県 常陸国鹿島郡東下村高野組 借用人 篠塚權右衛門, 同組 石橋与次右衛門, 同郡同村波崎組 借用人 三浦彌平, 同 若松多吉, 他3名	茨城県 常陸国鹿島郡東下村 波崎組 伊藤文助殿, 千葉県 下総国海上郡荒野村 山口文次郎殿	豎紙	1		35
28	明治15	1882			7	8	十五年一月ヨリ六月迄役場協議費調	東下村戸長役場印	人民惣代 篠塚權右衛門殿	綴帳	1		45
29	明治16	1883			1	3	金圓借用證(金12円, 地曳網要用のため, 山林を抵当として)	借用人 篠塚權右衛門, 証人 篠塚義兵衛	飲貝根竹町 山口嘉兵衛殿	豎紙	1		37
30	明治16	1883			10	8	什物帳(宝蔵院什物書上)	十五世 永野性蓮㊦, 石橋源右衛門, 菅谷与右衛門, 篠塚權右衛門, 他3名		縦帳	1		68
31	明治16	1883			2	23	奥書調印御願	右 石橋六左衛門㊦, 石橋常七㊦, 人民惣代 篠塚權右衛門㊦	東下村 戸長役場御中	豎紙	1	篠塚權右衛門の印の部分が切り取られている	46
32	明治18	1885			12	2	地所返り証(貴殿売渡しの地所, 先祖伝来の不動産故, 代金受取次第, 速やかに返戻すべき旨, 証文)	鹿島郡東下村 高野組 地所買受人 石橋廣吉	同村同組 篠塚長左衛門殿	豎紙	1		38
33	明治18	1885			8		地所賣買地券確認之証願(篠塚權右衛門より篠塚佐吉に対し, 林地2ヶ所・宅地1ヶ所売渡しにつき地券確認証下付願)	右 篠塚權右衛門㊦, 篠塚佐吉㊦	鹿島郡長篠有隣殿	豎紙	1		67
34	明治19	1886			10	1	(宮内栄吉獣医開業につき通知)	東下村 戸長役場印	人民惣代 藤代市右衛門殿, 野中平四郎殿, 田向勘右衛門殿, 大塚治郎兵衛殿, 他3名	便箋	1	宛名に篠塚權右衛門の名あり	47
35	1	明治19	1886		11	2	寄留御届(常陸源蔵, 今般篠塚喜代松方より篠塚長左衛門方へ寄留替につき)	右 篠塚長左衛門㊦, 篠塚喜代松㊦, 常陸源蔵㊦	東下村 戸長藤代助次郎殿	豎紙	1		70 2
35	2	明治19	1886		11	2	寄留引受御届(私方へ寄留の常陸源蔵分諸入費, 納期までに役場へ上納致さすべき旨, 証文)	右 篠塚長左衛門㊦	東下村 戸長藤代助次郎殿	豎紙	1		70 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
35	3	明治19	1886			12	5	寄留引受証（寄留人湯浅帛松に対する諸税金等、納期日までに上納致さすべき旨、証文）	寄留引受人 家主 篠塚忠兵衛 <sup>㊦</sup> 、寄留人 湯浅帛松 <sup>㊦</sup>	東下村 戸長藤代助次郎殿	縦紙	1		70	3
36		明治19	1886			4	10	諸税取立帳	本郷組 人民惣代 篠塚權右衛門		横帳	1		54	
37		明治19	1886	戌		8	20	明治十九年度 宅地税 畑地税 雑地税 地方税村費共 請取簿	本郷坪 人民惣代 篠塚權右衛門		横帳	1		55	
38		明治20	1887			1	15	田畑宅山林地租及舟税營業税漁業税地租割村費戸数割地押費等ニ至ル迄総テ當役場江御上納分明治廿年一月ヨリ全十二月三十日迄本郷坪内毎戸分記載(マ)スル帳簿	茨城縣常陸国鹿島郡東下村高野組本郷 人民惣代 篠塚權右衛門		横帳	1		56	
39		明治20	1887	亥		1	30	明治拾九年一月ヨリ明治廿年巳一月迄 諸税未納調			横帳	1		57	
40	1	明治20	1887			2	1	鹿島郡東下村高野組拾壹番地建物取調書	鹿島郡東下村高野組拾壹番地 借地主 重田治助 <sup>㊦</sup> 、人民惣代 篠塚權右衛門	戸長藤代助治郎殿	縦紙	1		48	1
40	2	明治20	1887			2	1	鹿島郡東下村高野組貳拾貳番地建物取調書	鹿島郡東下村高野組 貳拾貳番地 地主 石橋幸七 <sup>㊦</sup> 、人民惣代 篠塚權右衛門	戸長藤代助治郎殿	縦紙	1		48	2
41		明治20	1887			4	15	明治廿年度營業税及村費共 第壹期戸数割及村費取立扣 舟雜種税共			横帳	1		58	
42		明治21	1888			4	15	諸家差引勘定帳	東下村本郷 篠塚權右衛門		横帳	1		12	
43		明治22	1889		旧	12	10	酒類売拂帳	篠塚權右衛門		横帳	1		14	
44		明治22	1889	丑		6		買物帳	本郷 篠塚權右衛門		横半	1		13	

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
45	明治23	1890			旧	1 15	諸品仕入細明(マ)帳	篠塚權右衛門		横帳	1		15
46	明治23	1890				5 1	縄買入帳			横半	1		16
47 1	明治16	1883					金円借用証 (金額・抵当地所記入なし, 草案)			縦紙	1		39 5
47 2	明治24	1891				8 9	借入金証 (金35円50銭, 71ヶ月借用につき)	茨城縣鹿島郡東下村三百廿三番地 借用人 篠塚權右衛門, 同縣同郡同村貳百九拾七番地 受人 篠塚直吉	岡本與一郎殿	縦紙	1		39 1
47 3	(近代)					7	金円借用証 (商法資本金として40円借用につき)	鹿島郡東下村三百廿三番地 借用人 篠塚權右衛門		縦紙	1		39 3
47 4	(近代)						金円借用証 (商法資本金として20円借用につき)	鹿島郡東下村三百廿三番地 借用人[ ]		縦紙	1		39 2
47 5	(近代)						金円借用証 (地曳網仕込金20円借用につき証文草案)			縦紙	1		39 4
47 6	(近代)						金円借用証券 (金16円, 山林を抵当として借用の状, 草案)			縦紙	1		39 6
47 7	(近代)						金円借用証 (金12円67銭, 畑を抵当として借入につき証文の草案)	石橋六左衛門	宮内清三郎殿	縦紙	1	紙背に雑記あり	39 7
47 8	(近代)						金円借用証 (金20円, 山地を抵当として借入につき証文の草案)			縦紙	1	紙背に約定証の草案あり	39 8
48	明治26	1893				1	営業者商金高届 (明治26年1月~同12月31日迄)	東 [ ] 高野組		縦帳	1		17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
49	明治32	1899			2	吉	酒之通	下総国海上郡大字松岸 小林小三郎	常州鹿島郡東下村本郷 篠塚権右衛門殿	横半	1		19
50	明治34	1901			7	6	離婚届 (篠塚梅吉と篠塚シゲと離婚につき)	届出人 篠塚梅吉 <sup>㊦</sup> , 届出人 篠塚シゲ <sup>㊦</sup> , 鹿島郡東下村貳百八拾壹番地平民農 篠塚安太郎 <sup>㊦</sup> , 他3名	東下村戸籍吏菅宮宇平殿	仮綴	1	東下村戸籍役場の受付印あり	71
51	(近代)				1	16	(明細口取帳)			横帳	1	人別金額合計箇所ごとに「篠塚権右衛門」印あり	21
52	(近代)		申		12	13	覺 (金2分差引請取状)	小松屋 次郎兵衛 <sup>㊦</sup>	長左衛門様	切紙	1		26
53					3	5	記 (小作米不納者ならびに借宅人に対し, 至急院納あるべく御取計らい願)	宝蔵院 <sup>㊦</sup>	寺世話人兼村役 篠塚権右衛門殿	折紙	1		69
54	(近代)				4		覺 (4月17日引 元網一番網弥右衛門帳, 安左衛門帳)			横帳	1		23
55	1	明治34	1901		11	23	記 (小枯300束代金5円45銭4厘請取状)	篠塚直右衛門 <sup>㊦</sup>	篠塚権右衛門殿	切紙	1		24 4
55	2	(近代)			6	9	覺 (銭24貫620文請取証)	岡本与四郎 <sup>㊦</sup>	権右衛門様	切紙	1		24 1
55	3	(近代)			6	9	覺 (油アゲ, 豆腐代13貫600文請取状)	藤四郎 <sup>㊦</sup>	権右衛門様	切紙	1		24 2
55	4	(近代)			6	9	覺 (9貫444文請取状)	青木屋 義[ ] <sup>㊦</sup>	上	切紙	1		24 3
56	(近代)						下質明細帳			横帳	1		20

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
57	(近代)						(カヤ代他, 数量等書上帳 5月6日~11月9日分)	東下村本郷 篠塚權右衛門		横帳	1		25
58 1	(近代)						記(酒代書上帳 旧12月4日~12月29日分)			横帳	1		27 1
58 2	(近代)						記(酒代書上帳 旧12月29日~正月5日分)			横帳	1		27 2
59	(近代)						記(諸品代書上帳)	東下村本郷 篠塚榮蔵		横帳	1		28
60	(近代)						記(玉木・すべり・かや木等代金計算書)			折紙	1	紙背に「送籍」の文字あり	29
61 1	(近代)						漁具 船具 納屋譲渡し証	若松弥平治, 重田喜助, 三浦弥平, 石橋庄五郎, 他5名		縦紙	1		40 1
61 2	(近代)						賣渡シ約定証(地曳網2張売渡証文草案)			縦紙	1		40 2
61 3	(近代)						網株賣渡し証(金350円にて売渡し証文草案)			縦紙	1	料紙袖に天地を逆にして「のし」「御年賀」云々の書き込みあり。もと年賀の包紙を再利用したものと考えられる	40 3
62 1	(近代)						地所賣渡証(山地・畑地計3反7畝9歩, 165円にて売渡証文)			縦紙	1	写力	41 1
62 2	(近代)						地所賣渡証(山地・畑地計8畝20歩, 40円にて売渡証文)			縦紙	1	写力	41 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
63	1	(近代)					(中砂里組 旧人民惣代25名書上)			折紙	1		49 1
63	2	(近代)					(荒波組旧人民惣代17名書上)			折紙	1		49 2
63	3	(近代)					(別所組旧人民惣代人名書上)			折紙	1		49 3
64							(建物扣, 被害田地植付分他書上)			仮綴	1		50
65	1						委任状 (文面なし)	松田安五郎㊦		豎紙	1		61 1
65	2						旧公証御取消願 (文面なし)	右 松田安五郎㊦, 篠塚權 右衛門		豎紙	1		61 2
66							(人名・金額書上覺)			折紙	1		72
67							(網経営帳簿)			横帳	1		22

## 解題 篠塚家文書

### 史料の概要と特色

今回公刊の「篠塚家文書」は、探訪時の書類を見ると、その中に宛名を「篠塚家」としたものは見当たらない。しかし、その一方で、篠塚を名字とする家からは、1950年7月30日付で篠塚権右衛門家より「帳簿類・文書（石油箱）で2点」を、また、同栄堂家からも同日付で「文書5点」の史料を借用した旨の証書が残されている。

一方、現在、中央水産研究所には、同じ篠塚を名字とする家の文書として、この「篠塚家文書」のほかに「篠塚権右衛門家文書」と称する史料群が存在する。そして、後者については、数量はともかく、一応借用証と史料群が対応する。ところが、本史料群に関しては、篠塚栄堂家からの借用証が存在することなどから、必ずしもその帰属は明らかでなかった。しかし、「篠塚家文書」に収められた古文書の内容を詳細に検討してみると、それらは権右衛門の作成にかかるもの、または受取人となっているものが多いことが分かった。それ以外の史料についても、多数が権右衛門に関係する文書であり、探訪時に権右衛門家から借用した史料は、石油箱で2箱であったことなどを考慮すると「篠塚家文書」は本来「篠塚権右衛門家文書」に帰属すべき性格のものであったと考えられる。そこで、「篠塚家文書」の概要や特色については、篠塚権右衛門（家）との関係を踏まえて示していくこととする。

このような史料群の現況に至った経緯については、来歴にも記されている通り必ずしも明確ではないが、ともあれ「篠塚家文書」は、昭和49（1974）年～昭和54（1979）年の水産資料館時代に行われた旧整理において、総点数72点（袋）に整理の上、保管されてきた。今回の再整理では、その中から「篠塚栄堂家文書」と判断された5点は、そちらに転出させたため、残りの総点数は129点となった。なお、この数字の増加は整理の際の精査、分類の結果によるものである。また、その内訳は「篠塚権右衛門家文書」と同様、地曳網経営をはじめ、村政や家に関する文書など多岐にわたる。時代的には明治期のものがほとんどで、作成年の記載があるものは、元文2年の文書の写が1点ある以外、すべてが明治期のもので数量は93点に及ぶ。この他、年代記載のない文書が35点あり、これらの文書もほぼ同時代のものと見做してよさそうである。

「篠塚権右衛門家文書解題」でも触れているように、平成17年（2005）10月28日に行った現地調査の際、現当主茂男氏からは、現在、当家では漁業は行っていないこと、及び漁業を行っていた記憶もない旨を伺ったが、本史料群を検討した結果、少なくとも幕末から明治の初めの篠塚権右衛門家では漁業に従事していたことが確認できる。

篠塚権右衛門家のある東下村<sup>とうしもむら</sup>では江戸時代中頃から関西漁民を主体とした鯛の地曳網漁が盛んで、幕末から明治の初め頃には、行政上の単位といえる舍利組・

高野組・波崎組のそれぞれで地曳網漁業が行われ、それが村の中心的な生業となっていた。そこで漁業との関連で「篠塚家文書」を俯瞰した場合、興味深いのは、「篠塚権右衛門家文書」と同様、権右衛門が「新初網」と称する地曳網経営に携わっていた事実を伝える一連の文書が存在することである。中でも明治13年1月「新初網目録書」（目録番号13-1）は、すでに『波崎町史料』Ⅱでも取り上げられているように、新初網の開設や大一網の来歴について知り得る貴重な史料である。これによると「新初網」は、慶応2年（1866）に同村舎利組の岡野清兵衛を頼り、須田新田の開拓者である須田官蔵らの資金援助のもと、篠塚権右衛門以下20人によって始められた。この時、篠塚権右衛門は、須田官蔵や岡野清兵衛ほか20人の惣代として「網支配人」となったといわれている。しかし、その後、支配人は、経営上のトラブルが原因で、岡野清兵衛へと変更されたようである。そして、『波崎町史料』Ⅱではその時期は明らかではないとしながらも、明治3年の「株調帳」（目録番号2）の記載内容を根拠に「明治三年には少なくとも支配は岡野に替わっていた」と説明している。事実、この史料には、「未六月改 金五百六拾五兩貳分老朱也 元支配人権右衛門殿より出金分」とある。しかしながら、同年7月に「改之」たとする「船方貸付帳」（目録番号3）には、「新初網 支配人 篠塚権右衛門」ともあることから、支配人変更が行われたのは、この直近のことであったとも考えられる。

また、「新初網目録書」の大一網に関する記載では、須田官蔵と岡野清兵衛が所有する新初網の片網を東下村波崎組の石橋彦兵衛に売却するとの話を聞き、驚いた権右衛門が須田官蔵を訪ねたところ、官蔵はこれを否定したので「権右衛門老人安心シテ須田より返ル」というエピソードを伝えている。結局、この話は後に現実となることで株主は大迷惑を蒙り、これにより株主は篠塚藤五郎を株主惣代と頼み片網を取り立てて、その際に名を「大一網」と改めたとされる。ちなみに、権右衛門が「字上野古」の「山林三反七畝十四歩」の「持主」であったことを記した明治9年3月「大一網株主 地所書入奥書扣」（目録番号8）や、明治10年の春職の諸経費を記帳した明治10年「丑春職諸掛并ニ拂扣簿」（目録番号10）からは、明治9年より10年頃の時期には、その網を「大一網」と称していたことが分かる。

その後、大一網から新初網へ戻った時期や経緯は不明とされている（『波崎町史料』Ⅱ解説）。しかし、史料の作成年代や内容から推測すると、「新初網目録書」が作成された明治13年というのは、一つの契機であったようにも思われる。このことは、同年の「株諸掛り扣帳」（目録番号16）や、明治13年秋職から翌14年秋職までの三職分を記帳した明治15年1月「差引勘定帳」（目録番号21）、さらには、網株に関する明治14年3月「辰十二月株買帳」（目録番号19）や明治15年1月「株買立諸掛帳」（目録番号20）などの帳簿類には、いずれも「新初網」の「惣代」や「元締」として、再び篠塚権右衛門の名前が登場することからも窺われる。

このように須田官蔵らの資金援助を受けて開設された新初網であったが、そもそも漁獲の豊凶に左右されやすい地曳網経営は多難であったのであろう。そのような状況は、明治15年8月「地曳網株抵當金圓借用証」（目録番号26）、同「地曳網株抵當金円借用証」（目録番号27）、明治16年1月「金圓借用証」（目録番号



29)、無年号「金円借用証」(目録番号 47 - 5)などの史料がよく物語っている。そこには地曳網の経営を維持するために網株を抵当に入れるなどして借金をし、急場を凌ごうと努力する姿が垣間見えるのである。

総じて、漁業に関係する史料は、明治 34 年(1901)に制定されたいわゆる明治漁業法制定以前、すなわち幕末から明治前期における東下村での漁業慣行や地曳網経営の実態を伝える史料であるといえる。そして、これらの諸帳簿類は、それを詳しく分析することによって、新初網という個別の網経営はもとより、鹿島灘における地曳網漁業の一端を知る格好の素材ともなり得よう。

ところで、本史料群においても、「篠塚権右衛門家文書」と同じく、租税や村政関係の文書が多く見られることも特徴の一つである。中でも、明治 6 年(1873) 7 月に開始された地租改正事業に関連する史料群は注目される。東下村を含む波崎町域の地租改正事業の経過は『波崎町史』に詳しいが、それによると、地租改正事業の第一段階である地押丈量(面積査定)の完了は明治 9 年(1876)の夏ごろで、続いて地位等級調査に入り、明治 11 年(1878)春にはそれも完了した。同年 4 月には各村内の田畑等級ごとの収穫取調書が作成され、県は 8 月に改租事業竣功と新税施行の布達を発し、新たに査定された地価を記載した地券の発行が開始された。本史料群に含まれる明治 8 年(1877) 8 月「地券惣取立」(目録番号 6)や、畝杭費用の個人負担を記帳した明治 10 年 7 月「地券入費帳」(目録番号 9)などは、地租改正事業を進める過程で作成された文書である。

また、本史料群中には全体の三分の一を占める 40 点もの明治 13 年 4 月「地引帳名義更正願」(目録番号 14-1~22、15-1~18)が伝存していることも特筆されよう。地引帳とは、地租改正の際に、一筆ごとの点検、番号づけと測量を行い地引絵図とともに作成されたものである。

さらに、権右衛門が「副戸長」(明治 8 年 8 月「地券惣取立」目録番号 6)や「人民惣代」(明治 19 年 4 月「諸税取立帳」目録番号 36、ほか)などの役職に就き、指導的立場にあったことも行政史料から確認できる。この点については、「篠塚権右衛門家文書解題」でも触れているように、現地調査の折、茂男氏が「当時、篠塚権右衛門家は宝蔵院の檀家総代であったことに伴い、当家が役場の機能を果たすようになっており、権右衛門自身も村の取りまとめ的役割を担っていたようである」と述べている点と符合する。

作成年を基軸に「篠塚家文書」全体を眺めてみると、「地引帳名義更正願」が作成された明治 13 年という年は一つの節目のように思われる。というのは、漁業の関係では、「新初網目録」が作成され、新初網復活の可能性が生まれる年でもあったからである。このように明治 13 年頃の東下村では、さまざまな分野において変革の時期であったことが窺われ、租税や行政に関わる諸制度も体系的に整備されていったと考えられる。そして、これと呼応するかのように、この頃を契機に、本史料群では、明治 15 年(1882) 12 月「明治十六年前半期地方税(地方税通知書)」(目録番号 23 - 1)といった徴税に関する文書や、あるいは戸長役場に関わる同年 7 月「十五年一月ヨリ六月迄役場協議費調」(目録番号 28)のような文書をはじめとして、租税や行政に関連する文書が多く見られるようになる。

しかしながら、他方で明治22年(1899)の町村制施行により、東下役場が宝蔵院の境内に置かれる段階になると、租税や行政に関連するような文書は見られなくなる。こうした文書の残存状況のみから推測すると、町村制の施行に伴いこの種の文書の管理体制にも変化が生じたようにも思われる。

さて、篠塚権右衛門家で酒類販売が行われていたという可能性については、すでに「篠塚権右衛門家文書解題」で指摘した通りである(「篠塚権右衛門家文書解題」参照)。本史料群にも明治22年(1889)12月「酒類売拂帳」(目録番号43)など数点の酒類販売に関するものが残っているので、酒類販売の業務を行っていたことは疑いない。とりわけ、明治26年(1893)1月「営業者商金高届」(目録番号48)には、「卸小売商 一金百拾壹円三拾九銭 篠塚権右衛門」とあり、小売商の一員として権右衛門の名前が列挙されており、明治20年代頃、当家では酒類販売を行っていたと見てよからう。

篠塚権右衛門家は、今日に至るまで宝蔵院の檀家総代を勤めている。宝蔵院は、真言宗智山派に属し、山号を嶋崎山、寺号は萬徳寺と称し、天正2年(1574)弘恵の開基と伝えられている。南北朝期に当地に漂着したとされ、権右衛門の先祖といわれる篠塚伊賀守が祈願所とし、それ以来、篠塚氏一族に崇拜されているという(『波崎町史』)、古くから篠塚家との関わり合いが深い寺である。こうしたことから、本史料群にも、宝蔵院の什器を書上げた明治16年「什物帳」(目録番号30)や、あるいは「寺世話人兼村役」であった権右衛門に、小作米不納者らに対して、院納するよう取り計らいを依頼したことを伝える作成年不詳の「記」(目録番号53)、さらには先に見た「地引帳名義変更願」(目録番号15-7~12)の中にも、「檀中惣代」として権右衛門の名が見えるなど、檀家総代を勤めた篠塚権右衛門と宝蔵院との関わり方の深さを伝える史料が何点か含まれている。

「篠塚家文書」は、本来「篠塚権右衛門家文書」と一括されるべき史料群であることからすれば、当然のことながら両者は相互に補完し合うことで、存在価値が高められるものである。しかも、これらの史料は篠塚権右衛門家のありように留まらず、地曳網漁業を生業とした東下村の一端を伝える貴重な史料であるといえる。

(文責 織田洋行)